# 第2回美深町農業委員会

# 総会議事録

(平成30年5月25日)

午後1時30分開会

# ◎議事日程

第1		議事録署名委員の指名について
第 2		諸般の報告(推薦委員、事務局)
第3	議案第1号	農用地利用集積計画の決定について
第4	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
第6	議案第4号	土地の現況証明書の交付について
第7	議案第5号	平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)につい
		て
第8	議案第6号	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
第9	その他	

# ◎出席委員 (7名)

 2番 瓜 田 晃

 3番 荒 谷 和 江

6番 菅 野 能 弘

7番 神 野 充 布

8番 杉 田 文 枝

9番 藤 本 博

10番 外 崎 敬 雄

# ◎欠席委員 (3名)

 1番
 樋
 口
 國
 先

 4番
 山
 下
 博
 史

 5番
 長谷川
 和
 夫

# ◎農業委員会事務局

事務局長 川端秀司 事務局次長 中村 稔 係長 村田絵美

## ◎開会宣言

外崎会長

ただいまの出席は7名です。1番樋口委員、4番山下委員、5番長谷川委員から欠席するとの申出がありました。定数に達しておりますので、ただいまから第2回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

## ◎日程第1 議事録署名委員の指名について

外崎会長

<日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に2番瓜田委員、3番荒谷委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

外崎会長

ご異議がないようでありますので瓜田委員、荒谷委員を議事録署名委員に決定いたしました。

## ◎日程第2 諸般の報告について

外崎会長

<日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告事項があれば 発言してください。 ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田係長

はい、係長。

外崎会長

はい、係長。

村田係長

2ページをお開きください。第1回総会以降の経過報告になります。5月1日、 美深町農用地利用改善協議会総会、役場大会議室で開催されまして、藤本代 理、川端局長、私が出席をしています。総会では、平成29年度の経過報告と 決算報告、平成30年度の事業計画等の説明がありました。2日、地域担い手 育成総合支援協議会幹事会と、新規就農者等指導委員会が農業振興センター で開催されまして、川端局長、中村次長、私が出席をしています。幹事会で はこれまでの経過報告と平成30年度通常総会の議案についての協議、○○地 区で新規就農を希望されている○○○さんと○○○さん夫妻の紹介をしてい ます。○○○さんは、○○○の○○○○さんの息子さんになりまして、5月7 日から新規就農者の見極め研修として研修を始めています。指導委員会でも ○○○さんの紹介と新規就農者の経営状況の報告、新規就農者等の相談会で あります農業人フェアの参加について説明がありました。7日、農業後継者育 成推進協議会幹事会が役場中会議室で開催されまして、川端局長、中村次長、 私が出席をしております。こちらは総会に向けての議案の協議となっており ます。9日、第3回臨時会、役場議場で行われまして、川端局長、中村次長が 出席をしております。14日、農業後継者育成推進協議会定期総会と、地域担 い手育成総合支援協議会定期総会が農業振興センターで開催され、外崎会長、 川端局長、中村次長と私が出席をしております。それぞれ、平成29年度の事 業報告と決算報告、平成30年度の事業計画について協議を行っております。

18日、現地調査第2班、19日、現地調査第1班が行われております。2班は △△△、○○地区で行われ、外崎会長、樋口委員、菅野委員、神野委員、中 村次長が調査を行っております。第1班は△△地区で、瓜田委員、荒谷委員、 山下委員、長谷川委員、杉田委員、中村次長が行っております。今回の現地 調査は、議案第 4 号の現況証明の交付のための調査です。△△△地区は○○ ○○さん、○○地区は○○○○さん、○○地区は○○○○さんです。21 日か ら 23 日、農業者年金業務新任職員研修会及び平成 30 年度市町村農業委員会 職員基礎研修会が札幌市で開催されまして、中村次長が出席をしました。25 日、本日、第2回農業委員会総会です。3ページをお開きください。第2回総 会以降の予定です。5月29日から31日、平成30年度全国農業委員会会長大 会並びに北海道選出国会議員要請集会が東京都で開催され、外崎会長が出席 します。31 日、地域担い手育成総合支援協議会スマート農業研修会と、地域 担い手育成総合支援協議会幹事会と、新規就農者等指導委員会と、美深町農 業経営改善指導委員会が農業振興センターで開催されます。事務局で対応し ます。6月18日、第2回定例会、一般質問、提案説明が役場議場で行われ、 外崎会長、川端局長、中村次長が出席をします。20日、第2回定例会、議案 審議が役場議場で行われ、外崎会長、川端局長、中村次長が出席します。6 月下旬、全道結婚相談研究会議が札幌市で開催される予定でして、案内が届 きましたら幸せつかませ隊〜縁結びプランナーの外崎会長、荒谷委員、杉田 委員へご連絡いたします。第3回の農業委員総会ですが、6月25日に開催し たいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、6月25日に開催したいと 思いますのでよろしくお願いいたします。報告以上です。

外崎会長

ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜ります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

なければ次に進みます。

#### ◎日程第3 議案第1号

外崎会長

<日程第3>議案第1号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限で参与することができない委員がおります。

はじめに、整理番号19番を説明いたしますので、7番神野委員ご退席ください。

(神野委員退室)

外崎会長 それでは、事務局より説明願います。

村田係長はい、係長。

外崎会長 はい、係長。

村田係長 4ページになります。

議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美深町長より決定を求められた平成30年度第2号農地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号 19番、貸主、字〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△ △番地△△ ○○○○さん、土地の所在、美深町字〇〇○△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積〇〇、〇〇㎡の賃貸借です。期間は、平成 30 年 6 月 28 日から平成 35 年 6 月 27 日まで、小作料は反当り△、△△○円、年額△△△、△△○円です。新規の案件ですが、賃貸の期間が 6 月 28 日からとなっております。6 月 27 日までは○○○○さんが農用地利用集積計画で賃貸借を行っておりますので、賃貸期間が切れてからの設定となります。説明以上です。

外崎会長

整理番号 19 番について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。 ありませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等ないようでありますので、整理番号19番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。

(神野委員入室)

外崎会長

続いて整理番号20番から28番について事務局より説明願います。

村田係長

はい、係長。

外崎会長

はい、係長。

村田係長

続きまして整理番号20番から説明します。

整理番号 20 番、貸主、〇〇市 $\triangle$ A $\triangle$ A $\bigcirc$ O丁目 $\triangle$ 番 $\triangle$ A $\bigcirc$ O○○さん、借主、字○○ $\triangle$ A $\triangle$ 番地 $\triangle$ O○○○さん、土地の所在、美深町字○○ $\triangle$ A $\triangle$ 5 番 $\triangle$ 、地目、公簿畑、現況畑、面積 $\triangle$ A $\triangle$ m²、他○筆、合計 $\triangle$ 筆、合計面積  $\triangle$ A $\triangle$ A $\triangle$ m²の賃貸借です。期間は、平成 30 年 6 月 26 日から平成 40 年 6 月 25 日まで、小作料は反当り $\triangle$ , $\triangle$ A $\triangle$ H $\bigcirc$ C, 年額 $\triangle$ A $\triangle$ A $\bigcirc$ H $\bigcirc$ C を件です。継続の案件です。

5ページになります。

整理番号 21 番、貸主、字〇〇△△番地 〇〇〇〇○さん、借主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇○さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△の内、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡の内△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は平成 30 年 5 月 26 日から平成 33 年 5 月 25 日まで、小作料は反当り△、△△△円、年額△△、△△△円です。新規の案件です。

整理番号 22 番、貸主、字〇〇△△番地△ ○○○さん、借主、字〇〇○△△ △番地△ ○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の 内△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は平成 30 年 5 月 26 日から平成 33 年 5 月 25 日まで、小作料は反当り△△△円、年額△△、△△円です。新規の案件です。

6ページになります。

整理番号 23 番、貸主、字〇〇△△番地 〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地  $\bigcirc$  〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現 況畑、面積 $\bigcirc$  、 $\bigcirc$  、 $\bigcirc$  公 $\bigcirc$  が、他 $\bigcirc$  第、合計 $\bigcirc$  第、合計面積 $\bigcirc$  、 $\bigcirc$  公 $\bigcirc$  がの賃貸借です。期間は平成 30 年 5 月 26 日から平成 36 年 5 月 25 日まで、小作料は 反当り $\bigcirc$  、 $\bigcirc$  、 $\bigcirc$  公 $\bigcirc$  円、年額 $\bigcirc$  、 $\bigcirc$  、 $\bigcirc$  八 $\bigcirc$  一のです。新規の案件です。

整理番号 24 番、譲渡人、字〇〇△△番地 〇〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△ △番地△ ○○○○さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿

畑、現況畑、面積△、△△△m<sup>2</sup>の所有権移転、売買です。所有権の移転時期は 平成30年5月26日、対価の支払期限は平成30年6月25日、土地の引渡時 期は対価の支払日です。価格総額 $\triangle \triangle \triangle$ ,  $\triangle \triangle \triangle$ 円、反当り $\triangle \triangle$ ,  $\triangle \triangle$  日で

整理番号 25 番、貸主、○△丁目△番地 ○○○○○さん、借主、字○○○△ △△番地 ○○○○○○○ 代表取締役 ○○○○さん、土地の所在、美 深町字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle$ 番 $\triangle$ 、地目、公簿畑、現況畑、面積 $\triangle\triangle$ ,  $\triangle\triangle\triangle$ m²、他 $\triangle$ 筆、合計△筆、合計面積△△,△△△㎡の賃貸借です。期間は平成30年5月 26 日から平成33年5月25日、小作料は反当0人、 $\triangle$ 人円、年額 $\triangle$ 人人、 $\triangle$ △△円です。新規の案件としていますが、前回総会で農地法3条による賃貸 借の解約をされた土地になります。売買のための解約でしたが、価格の折り 合いがつかなかったため賃貸となりました。

7ページをお開きください。

整理番号 26 番、貸主、字○○○△△△番地 ○○○○さん、借主、字○○△ △△番地△ ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○○△△△4番△、地目、 公簿畑、現況畑、面積 $\triangle$ 人、 $\triangle$  $\triangle$ m²、他 $\triangle$ 筆、合計 $\triangle$ 筆、合計面積 $\triangle$ 人、 $\triangle$ △△m<sup>2</sup>の賃貸借です。期間は平成30年5月26日から平成35年5月25日ま で、小作料は反当り $\triangle$ ,  $\triangle \triangle \triangle$ 円、年額 $\triangle \triangle$ ,  $\triangle \triangle \triangle$ 円です。新規の案件です。 ○○○○さんですが、離農されるということで土地の賃貸借がありました。 他に△件、農地の賃貸借の案件があったのですが、地目の現況が山林や原野 となっている地番があったため、整理しまして来月の総会に提出します。 整理番号27番、貸主、○○市○○○○西○丁目△△△ ○○○○さん、借主、 字美深△△△番地△ ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○○△△△番 △、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成 30 年 5 月 26 日から平成 35 年 5 月 25 日まで、小作料は反当り $\triangle$ ,  $\triangle$ 年額△△,△△△円です。新規の案件です。

整理番号 28 番、譲渡人、字○○△△△番地 ○○○さん、譲受人、字○○△ △△番地△ ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△△番△、地目、 公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡の所有権移転、売買です。所有権の移転 時期は平成30年5月26日、対価の支払期限は平成30年12月25日、土地の 引渡時期は対価の支払日です。価格総額は $\triangle \triangle \triangle$ ,  $\triangle \triangle \triangle$ 円、反当り $\triangle \triangle$ ,  $\triangle$ △△円です。説明以上です。

外崎会長

整理番号20番から28番について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。

ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方 の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

全員替成です。

よって議案第1号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決 されました。

# ◎日程第4 議案第2号

外崎会長

<日程第4>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題 に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農 業委員会事務局会議規則第16条の規定により議事参与の制限で参与すること ができない委員がおります。6番菅野委員ご退席ください。

(菅野委員退席)

外崎会長

外崎会長

外崎会長 それでは事務局より説明願います。

村田係長はい、係長。

外崎会長はい、係長。

村田係長 8ページになります。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおりありましたので議決を求めます。

外崎会長 整理番号4番について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

外崎会長 ご質疑等がないようでありますので、整理番号 4 番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長 全員賛成です。

(菅野委員入室)

外崎会長 続いて整理番号5番から7番について事務局より説明願います。

村田係長はい、係長。

外崎会長はい、係長。

村田係長 9ページをお開きください。

整理番号 6 番、貸主、〇△条○△丁目△△番地△△ ○○○さん、借主、○○市字○○○△△○○△番地 ○○○○さん、土地の表示、美深町字○○△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡です。契約の種類は賃貸借、小作料は反当り△、△△△円、年額△△、△△一円、期間は平成30年6月1日から平成40年5月31日までです。権利移転の理由は、貸主は労働力不足のため貸し付けをする、借主は規模拡大のため借り受けるです。

10ページになります。

整理番号 7 番、貸主、字○○△△番地 ○○○○さん、借主、○○市字○○ ○△△○○△番地 ○○○○さん、土地の表示、美深町字○○△△番△、地 目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△、 △△△㎡です。契約の種類は賃貸借、小作料は反当り△、△△△円、年額△△  $\triangle$ ,  $\triangle$  $\triangle$  $\triangle$ 円、期間は平成 30 年 6 月 1 日から平成 40 年 5 月 31 日までです。 権利移転の理由は、貸主は労働力不足のため貸し付けをする、借主は規模拡大のため借り受けるです。説明以上です。

外崎会長 整理番号5番から7番について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。 ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方 の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長 全員賛成です。

よって、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

# ◎日程第5 議案第3号

外崎会長 < 日程第5 > 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題 に供します。事務局より説明いたします。

村田係長はい、係長。

外崎会長はい、係長。

村田係長 11 ページをお開きください。議案第3号農地法第5条の規定による許可申 請について、農地法第5条の規定による許可申請が、次のとおりありましたので議決を求めます。

外崎会長 議案第3号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。 よろしいですか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 ご質疑がないようでありますので、議案第3号農地法第5条による許可申請 について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

## ◎日程第6 議案第4号

外崎会長

<日程第6>議案第4号土地の現況証明書の交付についてを議題に供します。 事務局より説明を願います。

村田係長

はい、係長。

外崎会長

はい、係長。

村田係長

12ページをご覧ください。議案第4号土地の現況証明書の交付について、土地の現況証明願いが次のとおりありましたので、証明書の交付の可否について議決を求めます。

整理番号 1 番、願出人、所有者共に、字〇〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇〇△△番△△、地目、公簿畑、現況農地・採草放牧地以外、面積△△△㎡、利用状況は平成△△年から不耕作、調査年月日は平成 30 年 5 月 18 日、調査委員は記載のとおりです。調査結果としましては、農地・採草放牧地以外とは認められないとなっております。状況ですが、別紙資料の①になりますが、上の写真は△△番△△の写真、下は場所になります。上の写真では木などは生えてなく、雑草等は生えているものの耕作可能な土地と判断しております。

整理番号 2 番、願出人、所有者共に、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土 地の表示、美深町字○○△△番△、地目、公簿畑、現況農地・採草放牧地以 外、面積 $\triangle\triangle$  $\triangle$ m<sup>2</sup>、他 $\triangle$ 筆、合計 $\triangle$ 等、合計面積 $\triangle$  $\triangle$ ,  $\triangle$  $\triangle$  $\triangle$ m<sup>2</sup>、利用状況は 平成△△年から不耕作、調査年月日は平成30年5月18日、調査委員は記載 のとおりです。調査結果ですが、別紙資料②と③になります。 $\triangle \triangle$ 番 $\triangle$ と $\triangle$ △番△については、農地・採草放牧地以外と認められましたが、△△番△に ついては、 $\triangle \triangle - \triangle \bigcirc$  の写真は、地籍図の中央付近から $\triangle \triangle - \triangle$  に向かって撮 った写真です。 $\triangle \triangle - \triangle ②$ は、隣接する $\triangle \triangle - \triangle$ から $\triangle \triangle - \triangle$ へ向けて撮った写 真です。△△-△①の写真を見ていただくと木などは生えておらず、耕作可能 と認められます。この $\triangle \triangle - \triangle \bigcirc$ の場所ですが、地籍図の $\triangle \triangle - \triangle \triangle$ と数字の書 かれたところに縦に 1 本線があります。この線の右側が耕作可能と認められ る場所となっております。反対側の $\triangle \triangle - \triangle$ ②の写真は木も生えており農地・ 採草放牧地以外と認められますが、△△番△は大きな面積の地番となってい まして、地番全体から見ると右側は農地・採草放牧地以外と認められないの で、今回の○○さんの現況証明書交付願いについては交付できないと判断し ております。改めて、△△番△と△△番△だけの現況証明書交付願いの提出 がありましたら交付可能と判断し、交付いたします。整理番号2番について は、以上です。続きまして13ページになります。

整理番号 3 番、願出人、所有者共に、〇△条〇△丁目 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿牧場、現況農地・採草放牧地以外、面積△△、△△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡、利用状況は昭和△△年からと平成△△年から不耕作、調査年月日は平成 30 年 5 月 19 日、調査委員は記載のとおりです。調査結果ですが、別紙資料④なります。写真と裏面に場所を記載させていただいております。④の写真の状況からみまして樹木が生えており、山林と思われることから農地・採草放牧地以外と認められますので、〇〇さんの現況証明書の交付願いについては、交付可能と判断しております。説明以上です。

外崎会長

議案第 4 号土地の現況証明書の交付について審議願います。ご質疑、ご意見 を賜ります。

ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等がないようでありますので、整理番号 1 番及び 2 番については交付を否とする、整理番号 3 番については交付を可とすることと決定することに 賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。

よって、議案第 4 号土地の現況証明書の交付については、整理番号 1 番及び 2 番については交付を否、整理番号 3 番については交付を可とすることに可決されました。

# ◎日程第7 議案第5号

外崎会長

<日程第7>議案第5号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

中村次長

はい、次長。

外崎会長

はい、次長。

中村次長

それでは、14ページをお開きください。議案第5号平成29年度の目標及びそ の達成に向けた活動の点検・評価(案)について、「農業委員会の適正な事務 実施について」で策定を求められた平成 29 年度の目標及びその達成に向けた 活動の点検・評価(案)の可否について審議を求めます。1、点検・評価(案)、 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)としまして 15ページをご覧ください。読み上げてご説明申し上げます。平成29年度の目 標及びその達成に向けた活動の点検・評価、I農業委員会の状況です。これに つきましては、平成30年3月31日現在の農業の概要でございます。耕地面 積から農地台帳面積まで数字が記載されておりますが、この数字につきまし ては、農林業センサスに基づいて記入、若しくは農業委員会調べございます。 中段の表の総農家数から認定農業者の数についても、農林業センサス、また は、農業委員会調べでございます。農地台帳面積合計 5,010ha、経営耕地面積 合計 4,817ha、農地台帳面積合計 4,953ha です。その下の表は農家数の状況に なります。総農家数 170 戸、自給的農家数 12 戸、販売農家数 158 戸、内訳は 主業農家数 107 戸、準主業農家数 18 戸、副業的農家数 33 戸、これは農林業 センサスに基づいて記入をしております。その隣、農業就業者数 357 人の中 に女性の方176人、40代以下93人となってございます。更に右の表になりま す。認定農業者 123 経営あります。認定新規就農者 5 経営、農業参入法人 10 経営、集落営農経営 2 経営となってございます。次に、農業委員会の現在の 体制です。29年度につきましては旧制度に基づく農業委員会、7月20日を境 に新制度に基づく農業委員会ということで、2つの表に数字が入ってございま す。上の旧制度に基づく農業委員会の体制はご覧のとおりとなってございま して、以前は選挙で選ばれた選挙委員の方が定数6名に対して実数6名、選 任委員の方、それぞれ団体推薦の委員の方が4名、合計10名となってござい ます。7月20日に新しい新制度に基づく委員ということで、定数変わらず10 名、実数10名になります。内訳としまして、認定農業者7名、女性の方2名、 40代以下3名、中立委員1名、ダブル方もいらっしゃいますので、合計はあ

いませんが実数 10 名ということでございます。次のページになります。Ⅱ担 い手への農地の利用集積・集約化でございます。1 現状及び課題としまして、 3月現在、美深町管内の農地面積 5,010ha、これまでの集積面積 4,138.7ha、 集積率は82.6%ということです。課題としましては、担い手に集積を進めて いるが、個々の経営面積が増加し、規模拡大に限界が生じつつあるため集積 率は伸びていないという実態があります。地域農業を支える新たな担い手の 育成、確保が求められております。2 平成 29 年度の目標及び実績につきまし ては、 集積目標 4, 188ha に対しまして、 集積実績 4, 138. 7ha、うち新規実績は Oha、達成状況は 98.82%でございます。3 目標の達成に向けた活動、活動計 画、活動実績はご覧のとおりですが、年間を通して担い手への集積を図ると いう計画に対しまして、人・農地プランを見直す中で担い手への集積を図る よう利用促進に努めたとなります。4 目標及び活動に対する評価でございま す。目標に対する評価は、担い手の規模拡大の意向について、関係機関と連 携をした取り組みの中で把握することが必要である。活動に対する評価につ いては、担い手への利用集積が可能な農地の把握を行い、利用集積に向けた 活動につなげることができたとさせていただいております。次のページをご 覧ください。Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。 現状及び課題ですが、新規参入の状況を 26 年度から 28 年度まで載せており ます。26 年度 1 経営体で荒瀬さん、27 年度が 1 経営体で杉島さん、28 年度が 1経営体で河津さんとなっております。課題としましては、農業技術の取得、 資金面等含めて安定した経営までには5年以上の年数がかかる。2平成29年 度の目標及び実績、参入目標 1 経営体に対しまして、実績 2 経営体、達成状 況につきましては150%。この2経営体につきましては、髙橋さんと染川さん となってございます。3目標の達成に向けた活動です。活動計画は、通年、関 係機関と連携して新規就農に向けた相談等に応じる。活動実績は、関係機関 と連携を図った。4目標及び活動に対する評価、目標に対する評価は、農協を 始め関係機関と連携を図り達成できた。活動に対する評価につきましても関 係機関と連携を図り、新規就農につなげることができた。18ページお開きく ださい。IV遊休農地に関する措置に関する評価、これは 3 月現在でございま す。美深町管内の農地面積 5,010ha に対しまして、遊休農地面積 0ha、割合 0%、 課題としまして、農業従事者の減少や離農等により、農地の有効利用を図る ことが年々難しくなると記載しております。2平成29年度目標及び実績でご ざいますが、解消目標、年度当初 2.7ha の遊休農地がありますが、去年 1 年 間で 2.7ha の面積が解消したという結果になってございまして、達成状況は 100%という結果になりました。3、2の目標の達成に向けた活動でありますが、 計画では農地の利用状況調査を8月から9月に行い、10月から 11月までに取 りまとめます。調査方法は、町の農務課と農業委員により実施、農地の利用 意向調査については、12月から1月までとしております。実績につきまして は、8月に農地の利用状況調査を実施し、8月から9月で調査結果を取りまと めております。農地の利用意向調査は、調査数3筆、調査面積2.7haです。4 目標及び活動に対する評価、今までの遊休農地につきましては、全て解消し、 目標を達成することができたという評価にさせていただいております。次の ページをご覧ください。V違反転用への適正な対応、3 月現在違反転用面積は ございません。課題として、現在把握している違反転用はありませんが、今 後も発生防止に向け継続した農地パトロールの実施が引き続き必要であると させていただいております。活動計画・実績及び評価ですが、違反転用に対 する日常の監視を強化する、早期対応、解決するといった計画をたてており まして、実績については、町及び農業委員に参加をいただいて調査を行った。 活動に対する評価につきましては、農業委員によります日常の監視等が早期 対応、解決につながるものである。20 ページにつきましては、農地法等によ りその権限に属された事務に関する点検ということでございます。農地法第3 条に基づく許可事務は、29年度1年間の処理件数9件、うち許可9件、不許 可 0 件でございます。点検項目につきましては、以下のとおりです。左の方 から事実関係確認、総会等での審議、申請者への審議結果の通知、審議結果 等の公表は、法令に基づき行っております。その下、2 農地転用に関する事務

です。平成29年度に行った処理件数4件でございます。点検項目、事実関係 の確認、総会等での審議、審議結果等の公表は、法令に基づきまして、総会 終了後に事務処理を行ってございます。次のページをお開きください。21 ペ ージになります。3農地所有適格法人からの報告対応でございます。現在美深 町には10法人の農地所有適格法人がございます。それぞれ、農業委員会と連 絡をとりまして適切な事務を進めてございます。4情報の提供等ですが、点検 項目は賃借料情報の調査・提供、実施状況は29件、平成30年2月にホーム ページで公表してございます。続きまして、農地の権利移動等の状況把握で す。実施状況としまして、調査対象権利移動等10件、取りまとめ時期は平成 30年1月、これにつきましては、議事録で公表をいたしてございます。農地 台帳の整備、実施状況整備対象農地面積 5,010ha、これは、総会終了後にデー ターを更新し、農地情報公開システムにより公表をしてございます。続きま して22ページをご覧ください。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処 内容につきましては、特にございませんでした。事務の実施状況の公表等に ついては、総会等の議事録につきましては、ホームページで公表してござい まして、平成29年度は、翌年の6月30日までに公表するとなっております ので、それに向けて事務処理をしたいと思います。農地等利用最適化推進施 策の改善についての意見の提出は、1 件提出、活動計画の点検・評価の公表に つきましては、ホームページで公表しているでございます。以上、早口で聞 き取りにくかったかと思いますが、議案第5号の説明といたします。

外崎会長 議案第5号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。 ございませんか

村田係長はい、係長。

外崎会長はい、係長。

村田係長 補足ですが、平成29年度の点検・評価(案)については、昨年度農業者に意見、募集を行い、次の総会で報告をしていたのですが、意見・募集を行っても農業者の意見がないこと、農業委員の活動の中で農業者の意見が集約されていることから改めて農業者の意見を求めないで、今回可決されましたらホームページで公表したいと思います。

中村次長はい、次長。

外崎会長はい、次長。

中村次長 ひとつ訂正がございまして、17 ページをお開きいただけますでしょうか。17 ページの真ん中に、平成29年度の目標実績という表がございます。この右の 方に達成状況がございますが、%が間違っておりまして、150%ではなく、2 倍になりますので200%、その下の150%が201%に訂正をお願いします。

外崎会長 他にございませんか。

杉田委員はい。

8番

外崎会長 8番、杉田委員。

杉田委員 たびたびすいません。この結果はどこかに提出されるのですか。

中村次長はい、次長。

外崎会長はい、次長。

中村次長 | これは、提出いたします。6月30日までに総会を経たものを提出しなければ

いけませんし、ホームページで公表しなければいけないという決まりになっ

てございます。

8番

杉田委員 書類として、提出もするのですか。道などの機関には。

中村次長 この計画や実績には遊休農地の内容などいろいろな項目がありまして、これ

からの各種調査で提出いたしますし、全体の目標や実績については、6月末ま

でに道に提出することになってございます。

8番

杉田委員 ありがとうございます。

外崎会長 他よろしいですか。

他にご質疑等がないようでありますので、議案第5号について賛成の方の挙

手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長 全員賛成です。よって、議案第5号平成29年度の目標及びその達成に向けた

活動の点検・評価(案)については、原案のとおり可決決定いたました。

# ◎日程第8 議案第6号

外崎会長 < 日程第8 > 議案第6号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案)についてを議題に供します。事務局より説明を願います。

中村次長はい、次長。

外崎会長はい、次長。

中村次長 それでは23ページをお開きください。議案第6号平成30年度の目標及びそ

の達成に向けた活動計画(案)について、「農業委員会の適正な事務実施につ いて」で策定を求められました平成30年度の目標及びその達成に向けた活動 計画(案)の可否について審議を求めます。1 活動計画(案)、平成 30 年度の 目標及びその達成に向けた活動計画(案)は次のページからの記載のとおり です。2公表の方法、町ホームページへ掲載です。24ページお開きください。 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。I農業委員会の状況 につきましては、平成30年4月1日現在でございますが、1農家・農地等の 概要については、29 年度末と数字は変わっておりません。2 農業委員会の現 在の体制につきましては、30年度以降は新制度に基づく農業委員会のみの記 載となってございまして、任期満了は平成 32 年 7 月 19 日です。次のページ をお開きください。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化です。現状としま して3月現在の数字となってございます。管内面積5,010ha、これまでの集積 面積 4,138.7ha、集積率 82.6%です。平成 30 年度の目標及び活動計画であり ますが、集積面は目標 4,188ha、去年達成できませんでしたが、30 年度目標 ということで、数字を記載させていただいております。目標設定の考え方で すが、離農農家の農地を担い手に集積推進をする。活動計画については、通 年、円滑な権利設定・移転ができるよう、農業経営基盤強化促進法に基づく 集積等を推進するです。Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でご ざいます。参入の状況は、先ほどの計画・実績の数字を記載させていただい ております。課題としまして、就農後には、研修中には予測できないことが 発生したりするため、営農技術の取得、資金面等を含めて安定した経営まで には5年以上がかかるです。29年度に就農された方が、健康の面で予測でき

ないこともあり、これを含め新規就農者が安定した経営を行うまでには時間 が必要としています。平成30年度の目標及び活動計画です。目標としまして は1経営体、参入面積は30haということで、活動計画としましては、通年、 新規就農に向けた相談等に対応しますです。26ページになります。遊休農地 に関する措置です。これは3月現在の現状ということで、ご覧の表となって ございます。遊休農地面積 0ha、全て解消しております。平成 30 年度の目標 及び活動計画、目標は遊休農地の解消面積 0、農地の利用状況調査は、町農務 課と農業委員により8月から9月に調査を考えてございます。遊休農地は解 消されておりますが、把握漏れもあるかもしれませんので、これについては、 例年どおり行いたいと思います。 V違反転用への適正な対応でございます。 違反転用面積0、現在、把握している違反転用はありませんが、今後も、発生 防止に向け継続した農地パトロール等が必要であり、遊休農地調査とあわせ 行いたいと思います。最後になります。30年度の活動計画ということで、26 ページ下に記載されております。農業委員会だよりを通して農地転用に関す る情報を提供する。農業委員の違反転用に対する日常の監視を強化する。農 地法第30条に基づく農地利用状況調査時に違反調査を徹底する。以上で平成 30年度に向けました計画といたします。なお、今日提案したものにつきまし て、6月30日までに公表するということになってますので、この総会を経て 公表することにはなりますが、若干数字等の訂正がありましたら事務局で修 正をさせていただくこともご了解願いたいと思います。以上です。

外崎会長

議案第6号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。 ございませんか。

│<日程第9>その他、委員のみなさまから何かございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。よって、議案第6号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、原案のとおり可決決定いたました。

### ◎日程第9 その他

外崎会長 3番

荒谷委員

外崎会長

3番

3番、荒谷委員。

はい。

荒谷委員

女性農業者のアンケート調査の集計結果がまとまり、今年は第1回目で何か 勉強会をやりましょうということで杉田委員と次長と村田係長と話し合う中 で、普及所とも相談しながら女性の勉強会を11月頃に1回設けたいとうこと で決定いたしました。これから冬に向けて進めて参りたいと思います。どう ぞよろしくお願いいたします。

外崎会長

他にありませんか。なければ事務局。

村田係長

はい、係長。

外崎会長はい、係長。

村田係長 事務局から連絡です。6月1日からクールビスが始まります。農業委員会の総

会もクールビズということで、ノーネクタイ、ノージャケット、その日の天 候に合わせて調整いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

中村次長はい、次長。

外崎会長はい、次長。

中村次長 私の方から今週の月曜から水曜日まで3日間に渡って札幌市で研修に行って

参りました。月曜日、火曜日 2 日間に渡って農業者年金の研修会、そして 3 日目水曜日には農業委員会事務局職員の基礎研修ということで、分厚い書類を 3 日間にかけてやりました。本当に勉強になりまして、まだまだこの部署に来て間もないですが、やっと入口に入ったのかなと気がします。この研修で得た成果を徐々にみなさんにお返しできればなと思いますので、よろしくお願いします。以上簡単ではありますけども報告に代えさせていただきます。

外崎会長 他にございませんね。

## ◎閉会宣言

外崎会長 以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第2回総会を終

了いたします。

大変お疲れさまでした。

※終了 午後14時45分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議長会長

署名委員 2 番 ⑨

署名委員 3 番 印